

放送分野ガイドライン等改正案に係る 主な変更点

平成29年3月7日

事務局

1 意見募集を踏まえた修正

	修正前	修正後
P11 2-1受信者 情報取扱事業者 等(第3条関係) (資料3-4 P11 -1関係)	<p>放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者</p> <p>放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者、そのやりとりを通じて放送局等の提供する各種サービスの提供を受ける者がこの類型に属することになる。(後略)</p>	<p>放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者</p> <p>放送番組の視聴に伴い、例えば、電話やインターネット接続サービスを利用する等により、放送局等との間で様々な情報のやりとりを行う者がこの類型に属することになる。(後略)</p>
P111 7-2-1視聴 履歴に係る利用 目的の制限(第35 条第1項関係)最 後に追記 (資料3-4 P7 -1~3関係)	(追記)	<p>なお、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であっても、特定の放送受信者等を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができないもの(以下、「非特定視聴履歴」という。)は、個人情報に該当しないため、本ガイドラインにおける視聴履歴には該当せず、第35条第1項の適用対象とはならない。しかしながら、視聴する放送番組を特定することができる情報のプライバシーに配慮する観点からは、このような非特定視聴履歴についても、その取得の前に、同意を得る、又は取得に関する告知を徹底するなどの取扱いについて、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールとして定めることにより、プライバシーに配慮した自主的な取り組みがなされることが望ましい。</p>
P113 7-2-3視聴 履歴取得等のオ プアウト(第35条 第3項関係)第3段 落として追記 (同上)	(追記)	<p>なお、放送受信者等及びその世帯構成員のプライバシー保護の観点からは、本規定の適用対象とならない非特定視聴履歴についても、その取得を停止できることが望ましく、個人情報保護指針等の業界団体等の自主ルールによる取り組みが期待される。</p>

2 技術的修正等

個人情報保護法改正 に伴う修正

	修正前	修正後
第31条	匿名加工受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第29条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。	匿名加工受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第29条第1項、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u> 若しくは <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
P106 3-9匿名加工受信者情報取扱事業者等の義務(第29条～第32条関係) 法第38条	匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。	匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u> 若しくは <u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u> の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)による改正

今後、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」及び同ガイドライン解説改正案と平仄を合わせている部分について、同ガイドラインが意見募集の結果を受けて修正を行う場合、放送分野ガイドライン解説についても修正が必要となる可能性がある。